

公有財産（自動車）売買契約書（案）

売出人笠間市（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により笠間市公有財産（自動車）の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売却物件）

第2条 売却物件は、次のとおりとする。

件 名：
売却区分番号：
車 名：
車 台 番 号：

（売払代金）

第3条 売払代金は、金_____円、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（売払代金の納付）

第4条 乙は、売払代金から入札保証金を差し引いた金_____円を、甲の発行する納入通知書により、令和____年____月____日までに一括で納付しなければならない。

2 乙が納付した入札保証金は、本契約の締結をもって売払代金の一部に充当するものとする。

（所有権の移転）

第5条 売却物件の所有権は、乙が第4条に定める売払代金の残額を完納し、甲が納付を確認した時点で、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、売却物件の引渡し後に、自己の責任と費用負担において、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所等において再登録その他必要な手続きを行い、甲が指定する書類を甲に提出しなければならない。

（売却物件の引渡し）

第6条 甲は、売却物件を一時抹消登録して乙に引き渡すものとする。

2 甲は、前条の規定により売却物件の所有権が乙に移転した後、甲が指定する日時および場所において、売却物件を現状有姿のまま乙に引き渡すものとし、乙は受領書を甲に提出するものとする。

3 売却物件の引取り期限は令和____年____月____日までとする。引渡し日時および場所は、甲が別途指定するものとする。

4 乙が甲の指定する引取り期限までに売却物件を引き取ることができない場合は、乙は甲に対し、保管依頼書を提出しなければならない。この場合の保管期間は、依頼日から1か月以内とする。

5 乙は売却物件の引取りおよび搬出について、甲の指示に従うとともに、これに係る保険加入、輸送手配等については、乙の責任と費用負担において行わなければならない。

（危険負担等）

第7条 乙は、本契約締結の時から売却物件の引渡しの時までにおいて、売却物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失またはき損した場合は、履行の追完の請求、売払代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。この場合において、乙は、売払代金の支払いを拒むことができないものとする。

- 2 乙の都合により引渡しが遅延した場合または乙の保管依頼に基づき甲が売却物件を保管する場合において、甲の責めに帰することのできない事由により売却物件に滅失、き損、盗難その他の損害が生じたときも、前項と同様とする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は乙に対し、売却物件の種類、品質または数量に関して、この契約内容に適合しないものであっても、一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は甲に対し、売却物件がこの契約に不適合であることを理由として履行の追完の請求、売払代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

- 2 甲がこの契約に基づき乙に移転した権利が、この契約の内容に適合しないものである場合についても、前項と同様とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により第4条で定める納入期限まで売払代金の残額を完納しないとき、または完納する見込みがないことが明らかに認められるとき。

(2) 乙またはその代理人がこの契約に定める各条項に違反したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再売買契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再売買契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙が納付した入札保証金は返還しないものとする。ただし、甲に生じた損害額が入札保証金の額を超える場合は、甲は乙に対し、その超過額について損害賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 12 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(ガイドライン等との関係)

第 13 条 本契約に定めのない事項については、笠間市インターネット公有財産売却ガイドライン、自動車の物件説明、入札公告その他甲が定める条件によるものとする。

2 本契約と前項に掲げるガイドライン等の内容に矛盾または抵触がある場合は、本契約の定めが優先するものとする。

(疑義の決定)

第 14 条 本契約および前条に掲げるガイドライン等に定めのない事項ならびに本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 (甲) 住 所
氏 名

買受人 (乙) 住 所
氏 名